

新潟市事務専決規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年3月29日

新潟市長 中原 八一

新潟市訓令第3号

新潟市事務専決規程の一部を改正する規程

新潟市事務専決規程（平成19年新潟市訓令第9号）の一部を次のように改正する。

第2条の表第Ⅲ類機関の項中「、下水道分室」を削る。

別表のうち第1の表の（2）の表11の項中「職員の勤務時間の割振りに関する要綱（平成18年7月1日施行）に基づく」を「時差勤務をする職員を決定するため、」に改め、別表のうち第2の表の（8）の表のこども政策課の表及びこども家庭課の表を次のように改める。

こども政策課			
項目	副市長	部長	課長
1 ひまわりクラブの管理運営に関する事務を処理すること。			○
2 子ども・子育て支援事業計画に関する事務を処理すること。		重要なもの	軽易なもの
3 母子福祉資金、父子福祉資金及び寡婦福祉資金に関する事務を処理すること。		重要なもの	軽易なもの

こども家庭課			
項目	副市長	部長	課長
1 児童福祉法（昭和22年法律第1			

<p>64号。以下この項において「法」という。)に関する事項</p> <p>(1) 法第14条の規定により児童福祉司に必要な援助等を求めること。</p> <p>(2) 法第18条の規定により児童委員に必要な指示等を行うこと。</p> <p>(3) 法第22条の規定により妊産婦を助産施設に入所させて助産を受けさせること。</p> <p>(4) 法第23条の規定により保護を要する母子を母子生活支援施設へ入所させて保護すること。</p>			<p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p>
---	--	--	-------------------------------------

別表のうち第2の表の(16)の表中財務企画課の表の前に備考として次のように加える。

備考 個人の市民税について、この規程の規定を適用する場合は、その県民税についても適用のあるものとする。

別表のうち第2の表の(16)の表の市民税課・資産税課の表に次の1項を加える。

<p>6 森林環境税に関する事項</p> <p>(1) 森林環境税を免除すること。</p> <p>(2) 森林環境税の不足税額に係る延滞金を減免すること。</p>			<p>○</p> <p>○</p>
---	--	--	-------------------

(3) 納税管理人に関する事務を 処理すること。				○
(4) 特別徴収義務者を指定する こと。				○

別表のうち第2の表の(25)の表の下水道分室の表を削る。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。